



18高教職第4号
平成18年4月3日

各公立小中学校長
各県立学校長
高知市立養護学校長
高知市立高知商業高等学校長

様

高知県教育委員会事務局
教職員課長

公立学校職員の給料の切替等について（通知）

うえのことについて、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）等による改正後の給与条例等の関係規定に基づき、平成18年4月1日付けで職員の給料の切替等を実施しました。

この切替等の内容については、4月4日（火）に給与WEBで送信しますので、取り出しのえ、所属職員にお渡しください。

また、給料の切替通知の内容及び給与制度の主な改正点等について別添のとおり説明資料を作成しましたので、所属職員に配付していただくよう併せてお願いします。

【事務担当】

高知県教育委員会事務局

教職員課給与担当

TEL：088-821-4906

FAX：088-821-4558

資料2

18年4月の給与制度の改正について

平成17年10月の高知県人事委員会の給与勧告に基づく給与条例等の改正に伴って、公立学校の教職員の給与制度が改正されました。その主な改正内容は以下のとおりです。

1 給料表の改正

(1) 職務の級の統合

「行政職給料表」及び「技能職給料表」は職務の級が統合され、平成18年4月1日から新しい職務の級に切替が行われます。

①行政職給料表

旧級	18年3月まで	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
新級	18年4月以降	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		

※例えば、行政職給料表の5級を受けていた職員は、18年4月1日から3級になります。

②技能職給料表

旧級	18年3月まで	1級	2級	3級	4級	5級	6級
新級	18年4月以降	1級	2級	3級	4級		

(2) 号給の細分化

すべての給料表で、現在の1号給が4号給に分割され、平成18年3月31日に受けていた号給とその経過月数に応じて、平成18年4月1日に新しい号給に切り替えられます。

(3) 給料月額の減額改定と平成18年3月31日現在の給料月額の現給保障

給料表の改正により、若年層を除くほとんどの職員の給料月額が引き下げになりました。

ただし、引き下げに伴って、平成18年4月1日以降に受ける号給の給料月額（「新給料月額」）が平成18年3月31日に受けていた給料月額（「旧給料月額」）を下回ることとなる場合は、その後の昇格や昇給などによって新給料月額が旧給料月額を上回るまでの間は、旧給料月額と新給料月額の差額が「給料」として新給料月額に加えて支給されます。

なお、現給保障により支給される給料の額が、特例条例による給料カットや教職調整額などの算定基礎になります。

2 昇給制度の改正

(1) 昇給時期の見直し

平成17年度まで年4回（4月、7月、10月及び1月）に分かれていた普通昇給の実施時期が、平成18年度以降は全ての職員について年1回、4月1日になります。

(2) 勤務実績に応じた昇給制度への転換

普通昇給は、昇給日（4月1日）前1年間の個人の勤務成績に応じて、普通昇給の昇給幅（昇給する号給数）を5段階に区分して実施することになります。

なお、新しい昇給制度は、次のスケジュールで実施しますが、勤務成績の判定方法や昇給区分等については、改めてお知らせします。

○新しい昇給制度の実施スケジュール

職員の区分	勤務成績判定期間	新昇給制度の実施時期
管理職手当の受給職員	平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成19年4月1日
上記以外の職員	平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日

(3) 枠外昇給の廃止

平成18年4月1日以降は、職務の級の最高号給を超えて昇給する制度（枠外昇給）は廃止します。これにより、最高号給に到達した後は、同一の職務の級にある間は昇給しません。

(4) 昇給停止制度の廃止

平成18年4月1日以降は、55歳を超えた職員の昇給停止制度は廃止します。これにより、55歳を超えても55歳以下の職員の2分の1の昇給幅で普通昇給があります。

18年4月1日の号給の切替及び現給保障について

【切替の例】

号給の切替は、条例や人事委員会規則により給料表毎に定められた「切替表」に基づいて行われます。
号給の切替方法を小学校・中学校教育職給料表適用者を例にとれば、次のようになります。

○平成18年3月31日の級号給（切替前の級号給）及び発令の時期

小学校・中学校等教育職給料表2級20号給（給料月額 350,700円）

平成17年7月1日昇給（平成18年4月1日時点で9月経過）

○切替の具体例

号給の切替は、給料表毎に定められた切替表において、旧級、旧号給、経過期間をそれぞれ当てはめて、切替後の号給を求める形で行います。

事例のケースでは、下記の切替表で2級、20号給、9月の全てに対応する欄の数字「76」が切替後の号給になります。

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
19	9月以上12月未満	72	72 (332,500円)	68	
	12月以上	73	73 (334,700円)	69	
20 (350,700円)	3月未満	73	73 (334,700円)	69	
	3月以上6月未満	74	74 (336,900円)	70	
	6月以上9月未満	75	75 (339,100円)	71	
	9月以上12月未満	76	76 (341,300円)	72	
	12月以上	77	77 (343,300円)	73	
	3月未満	77	77 (343,300円)	73	

○切替の際に、休職等から復職した職員に対する号給の調整や昇格方法の改正に伴う調整等を実施しますので、職員によっては切替後の号給が切替表により得られるものと異なる場合があります。

【現給保障の考え方】

上記の切替例では、平成18年4月1日の切替後の級号給は2級76号給（給料月額 341,300円）となり、切替の前後で給料月額が9,400円（350,700円－341,300円＝9,400円）の減額になります。

ただし、切替後の給料月額が切替日の前日（平成18年3月31日）の給料月額を下回っている間は、切替日の前日の給料月額が現給保障されますので、当該給料月額を上回るまでの間に実際に支給される給料の額は350,700円（341,300円＋9,400円）となります。

資料1

給料月額の切替通知について

平成18年4月1日付けで行う号給（給料月額）の切替結果については、次のような形で各職員に通知をしますが、その記載内容の概要は次のとおりです。

【通知例①】

給料の切替え等について（通知）

平成18年4月1日付けをもって、以下のとおり発令されましたので通知します。

平成17年高知県条例第97号附則第7項の規定により小学校・中学校等教育職給料表2級76号給を給する（※1）

平成17年高知県条例第97号附則第12項の規定による給料9,400円を給する（※2）

平成18年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇〇〇長

※給与の特例条例により、支給される給料月額は上記の額から3/100又は5/100を減じた額となります。

【説明】

※1 切替の根拠となる改正条例等の該当条項（小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表適用者は附則第7項、第8項又は第9項）と切替後の級・号給を表示しています。

なお、行政職給料表適用者は職務の級の切替の根拠規定も併せて表示されるため、「附則第7項及び第8項」のように、技能職給料表適用者も同様に「告示附則第2項及び第3項」のように複数の根拠規定が表示されます。

※2 切替後の号給の給料月額が、平成18年3月31日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員については、その差額が給料として支給されますが、その根拠となる改正条例の根拠規定（小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の場合は附則第11項から第13項のいずれか、行政職給料表又は医療職給料表適用者は附則第12項から第14項のいずれか、技能職給料表適用者は告示第6項）と、給料として支給される額を表示しています。

【通知例②】

給料の切替え等について（通知）

平成18年4月1日付けをもって、以下のとおり発令されましたので通知します。

（平成17年高知県条例第97号附則第7項の規定により小学校・中学校等教育職給料表2級115号給を給する）（※3）

小学校・中学校等教育職給料表3級64号給を給する（※4）

平成18年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇〇〇長

※給与の特例条例により、支給される給料月額は上記の額から3/100又は5/100を減じた額となります。

【説明】

※3 号給の切替後に、昇格や昇給のある職員職員については、切替による号給は発令の途中経過となるため、（ ）書きで表示しています。

※4 切替後に、昇格や昇給をした職員について、昇格等の後の級・号給を示しています。

なお、昇格等の後に受ける級・号給の給料月額が、平成18年3月31日に受けていた給料月額に達しない

こととなる職員については、上記の通知例①と同様の内容が併せて表示されます。